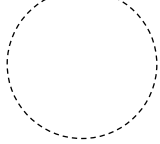


税務署受付印



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒 _____

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____

税務署長

年 月 日提出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	希望する還付金の受領場所		
	下記③の金額を移記してください。	(受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。)		
		イ 銀行等	口座	預金 番号
		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	ハ 郵便局等窓口	
	円	貯金口座の記号番号 _____		
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所)			
	名称 (氏名)			
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所)	電話	- -	
	名称 (氏名)			
債券の内容等	銘柄・回号 (種類・名称)	記号番号 (登録番号)		名義人の氏名又は名称
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日
				利子等の金額
				円
債券以外のものの内容等	支払の基因となった契約の内容			契約の締結年月日
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額
				円
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用			
	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ①	支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む。) ②	還付を受けようとする金額 (①と②とのいずれか少ない方の金額) ③	
	円	円	円	

- ・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
- ・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
- ・この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等にあつては、租税特別措置法第 3 条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等で、その支払の際に租税条約の相手国等の租税が課される場合に限られます。なお、詳細については裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・ ・	決	署長	副署長	統括官	上席	担当者	整理簿
	決裁	・ ・	裁						
	施行	・ ・							
	承認	請求金額	円	通信日付印	年月日	検討事項			
その他	還付金額	円	確認						
	番号確認	身元確認	確認書類						
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証						
			その他 ()						

(規格 A 4)

提出に当たっての注意事項

- 1 この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた一般利子等又は昭和63年4月1日から平成27年12月31日までに支払を受けるべき旧租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた利子等で、その支払の際租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下「相手国等」といいます。）の租税（みなし外国税額を含みます。）が課される場合に限られますので、我が国が租税条約を締結している国等以外の国等に係るものは還付請求の対象となりません。
- 2 この還付請求書には、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を証する書類及び支払の際に課される相手国等の租税の額を証する書類（相手国等の租税の率が記載されている計算書等を含みます。ただし、みなし外国税額の場合は不要です。）を必ず添付してあなたの納税地の所轄税務署に提出してください。

なお、相手国等の租税の額が所得税及び復興特別所得税の合計額を超える場合には、住民税の利子割の還付を受けることができますが、利子割の還付請求に当たっては、所得税及び復興特別所得税の還付を受けたことを証する書類が必要となりますので、その書類（又はその写し若しくはこの還付請求書の写し）を保存しておいてください。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「利子等の支払者」欄には、利子等の支払義務のある債券又は債券以外のもの（以下これらを「債券等」といいます。）の発行者名等を記入してください。この場合、発行者が国又はその地方政府である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入する必要はありません。
 - (2) 「債券の内容等」の「名義人の氏名又は名称」欄には、登録債又は記名式債券で真実の所有者とその登録された名義又は債券面に記載されている名義が異なる場合に、その登録された名義又は債券面に記載されている名義を記入してください。
 - (3) 「債券の内容等」及び「債券以外のものの内容等」の「利子等の金額」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合は次に掲げる日（以下「邦貨換算日」といいます。）の外国為替公認銀行のその外国通貨に係る東京における対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」といいます。）により邦貨に換算した金額を記入してください。（元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金領収書若しくは支払証明書等に上記により換算した金額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）
 - イ 記名式債券等（登録債等を含む。）の場合……………支払開始日（資金回付日）
 - ロ 無記名式債券等の場合……………債権者に支払った日
 - (4) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額①」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記(3)により換算した利子等の金額を基に算出した税額を記入してください。ただし、外国通貨による利子等の金額に源泉徴収税率を乗じて外国通貨による税額を算出し、その税額を邦貨換算日の電信買相場により邦貨に換算した税額を記入しても差し支えありません。（この場合も、元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金領収書若しくは支払証明書等に、上記により換算した税額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）
 - (5) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「日本国……………」欄の相手国名は必ず記入してください。また、「支払の際に課される相手国等の租税の額（みなし外国税額を含む。）②」欄には、利子等の金額が邦貨により支払われる場合には、その利子等の金額に債券等の計算書等に記載された相手国の租税の率（租税条約の規定により、支払ったとみなされる租税の額があるときに適用される租税の率をいいます。以下「外国税率」といいます。）を乗じて算出した税額を、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記③により邦貨に換算した金額に外国税率を乗じて算出した税額を記入してください。